

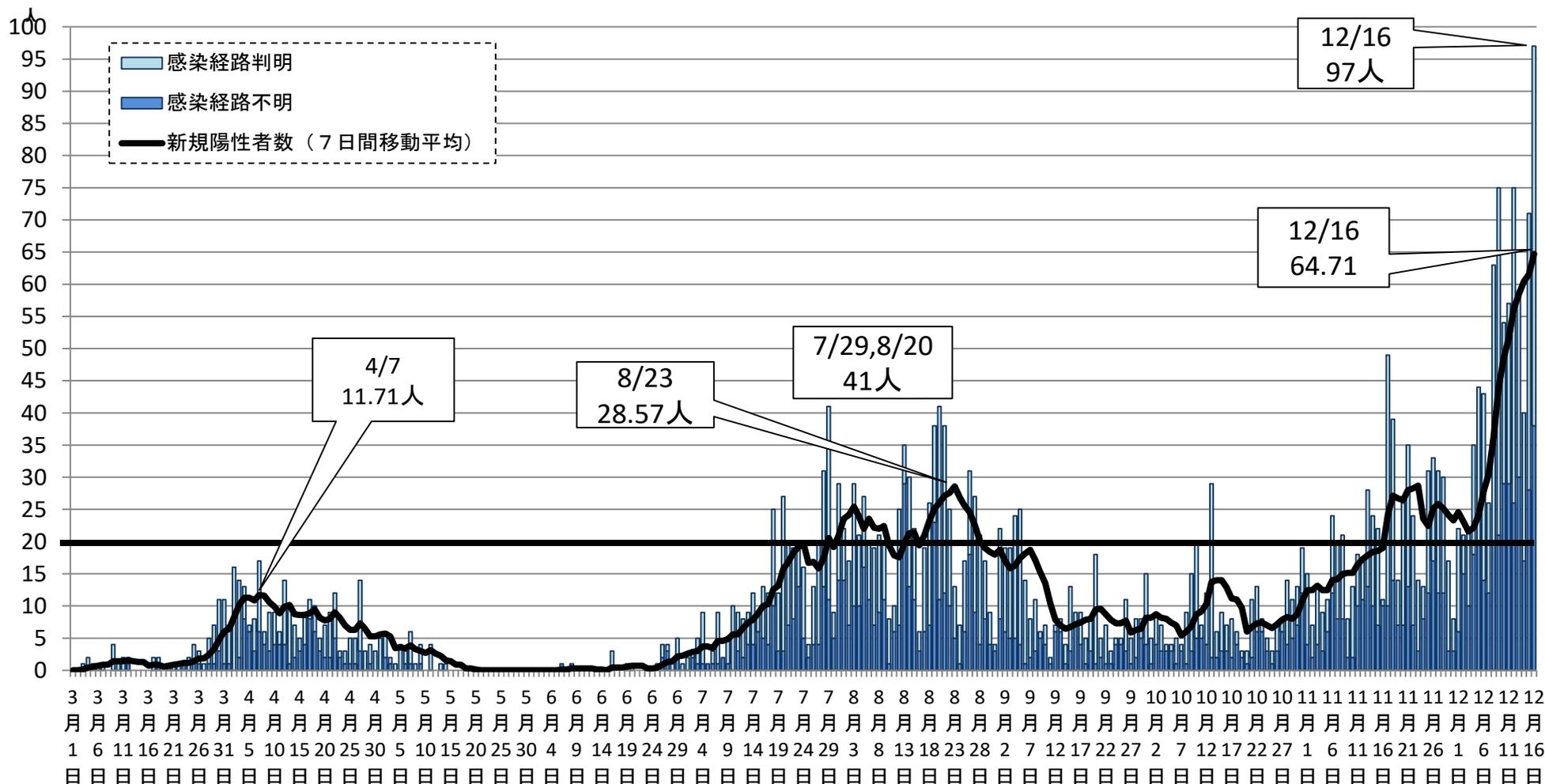
# 最近の感染状況について

# 感染者の状況(1日当たりの患者発生数)

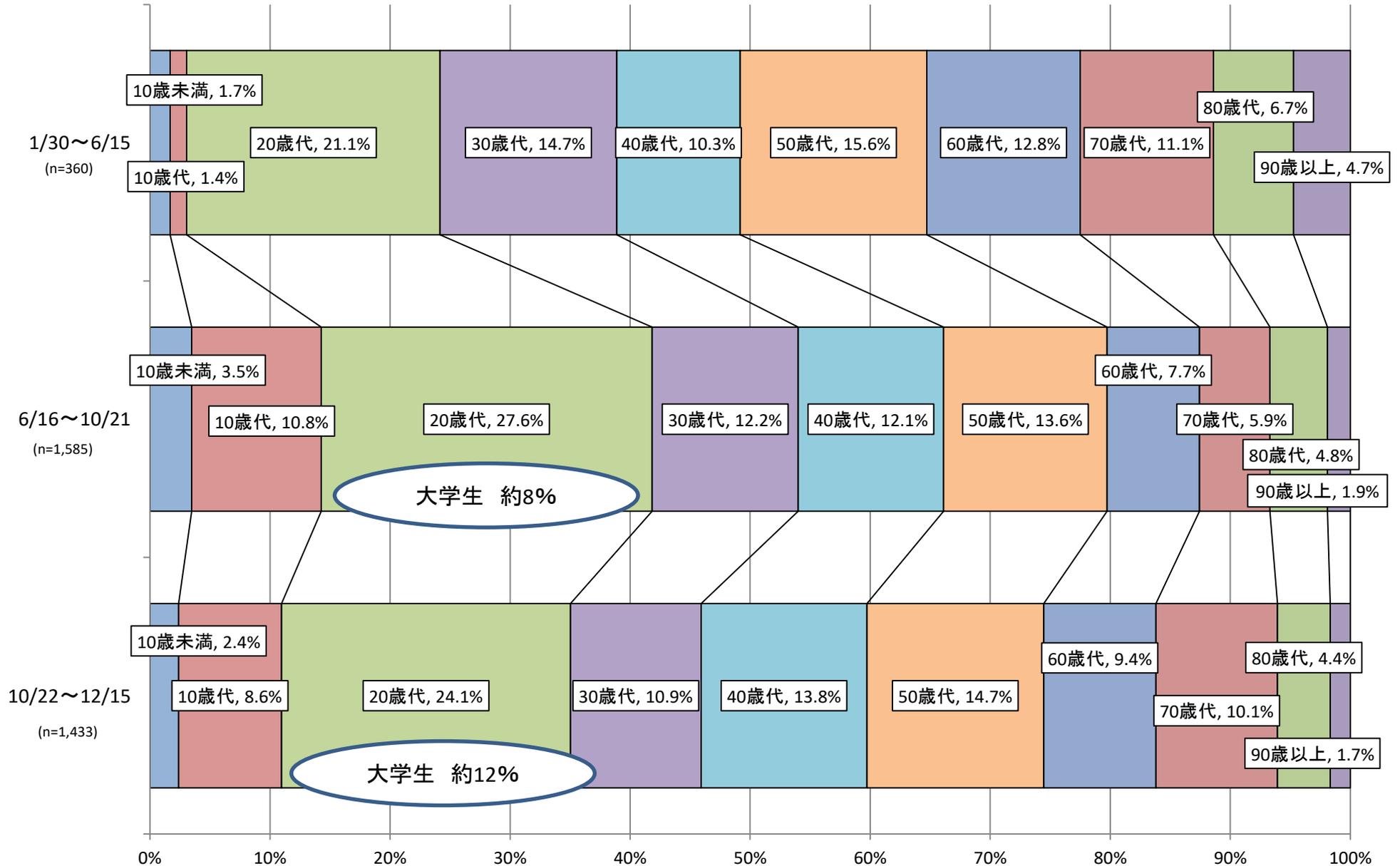
令和2年12月16日現在

累積患者数  
3475  
〔うち退院又は勧告解除済み  
2,879〕

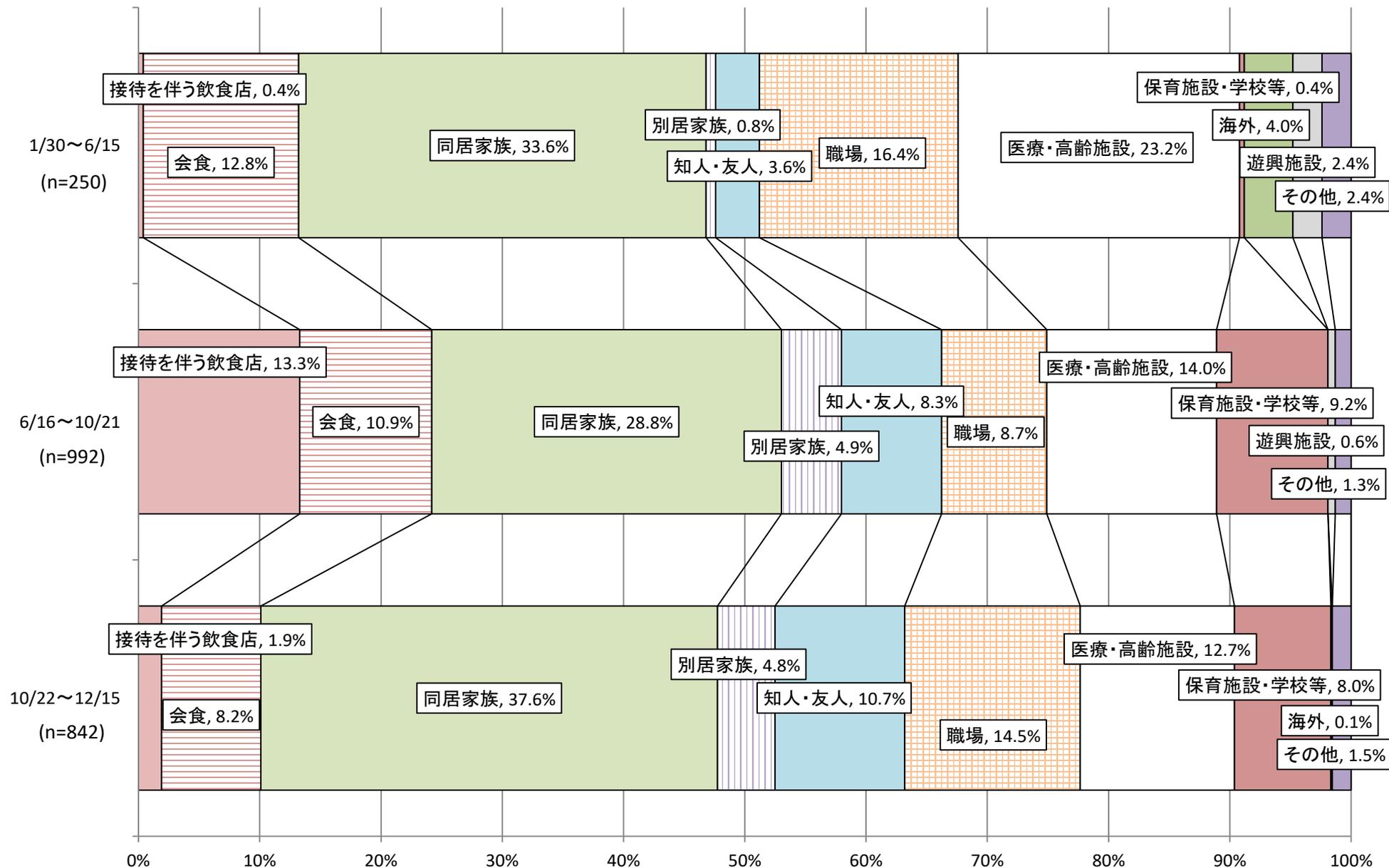
	入院	施設療養	自宅療養	調整中	死亡
府内陽性判明者	181	90	192	90	43
府外陽性判明者	3	6	2	4	0
合計	184	96	194	94	43



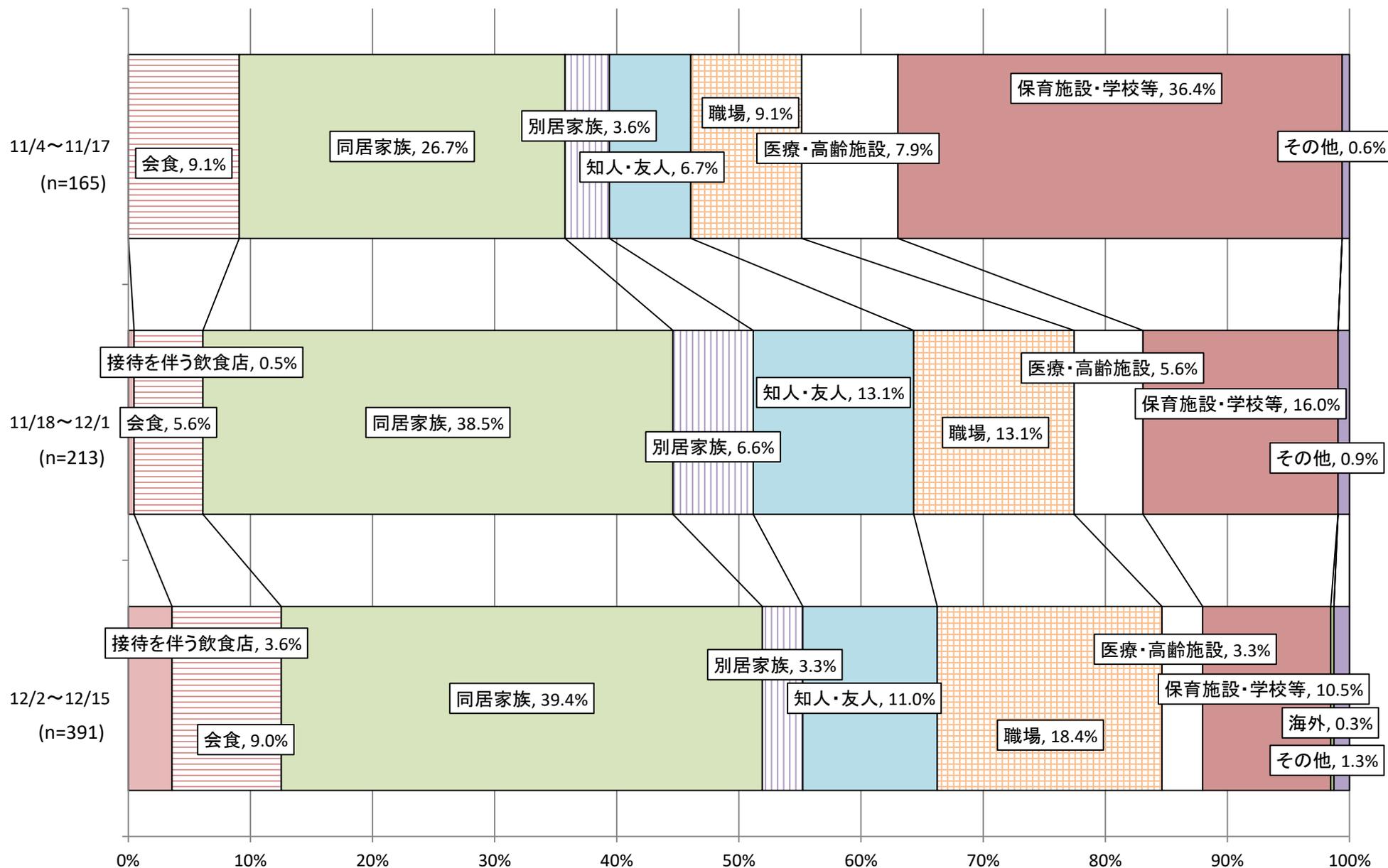
# 感染者の年代別割合（三期間別）



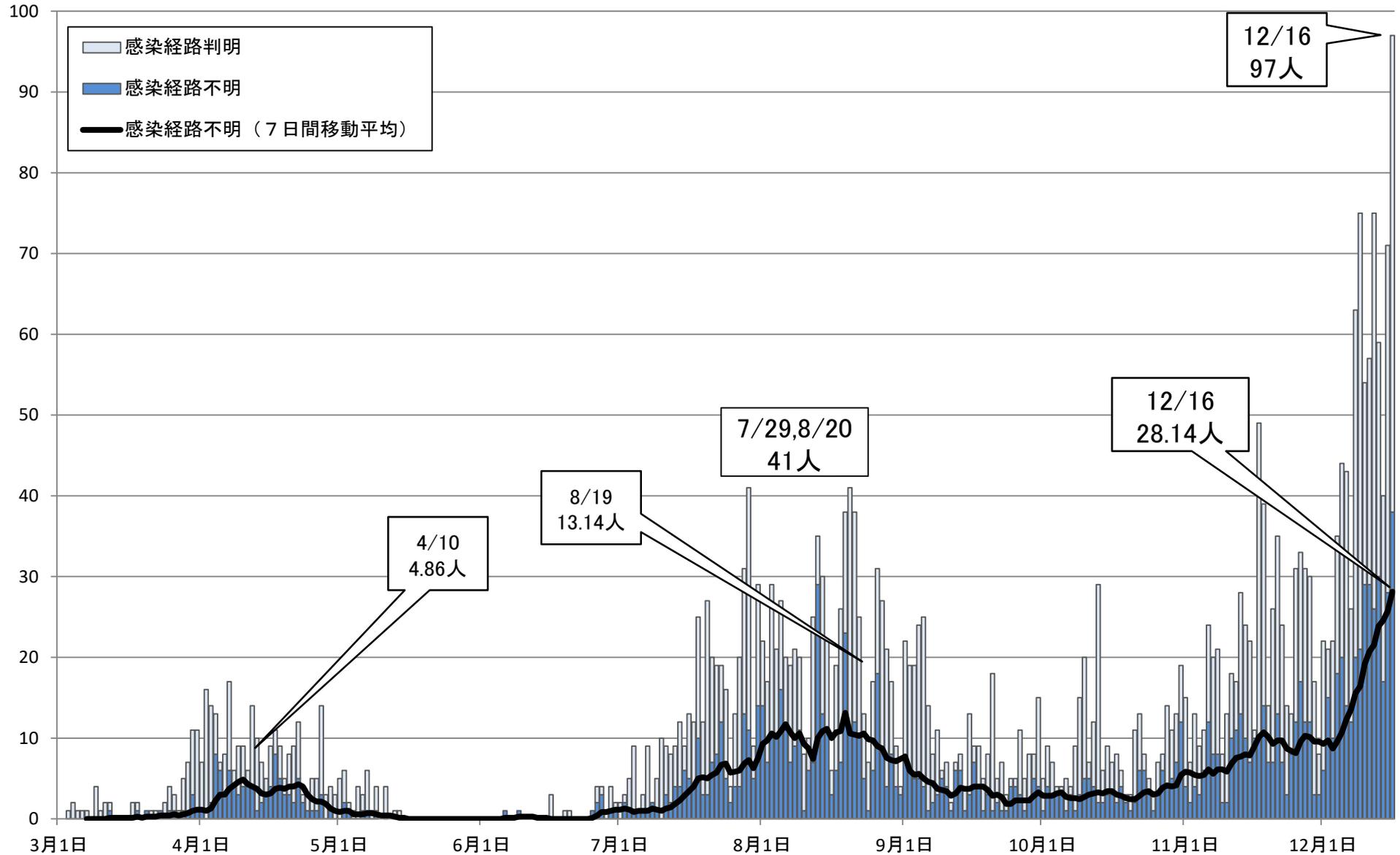
# 感染者の感染経路別割合(三期間別・感染経路不明除く)



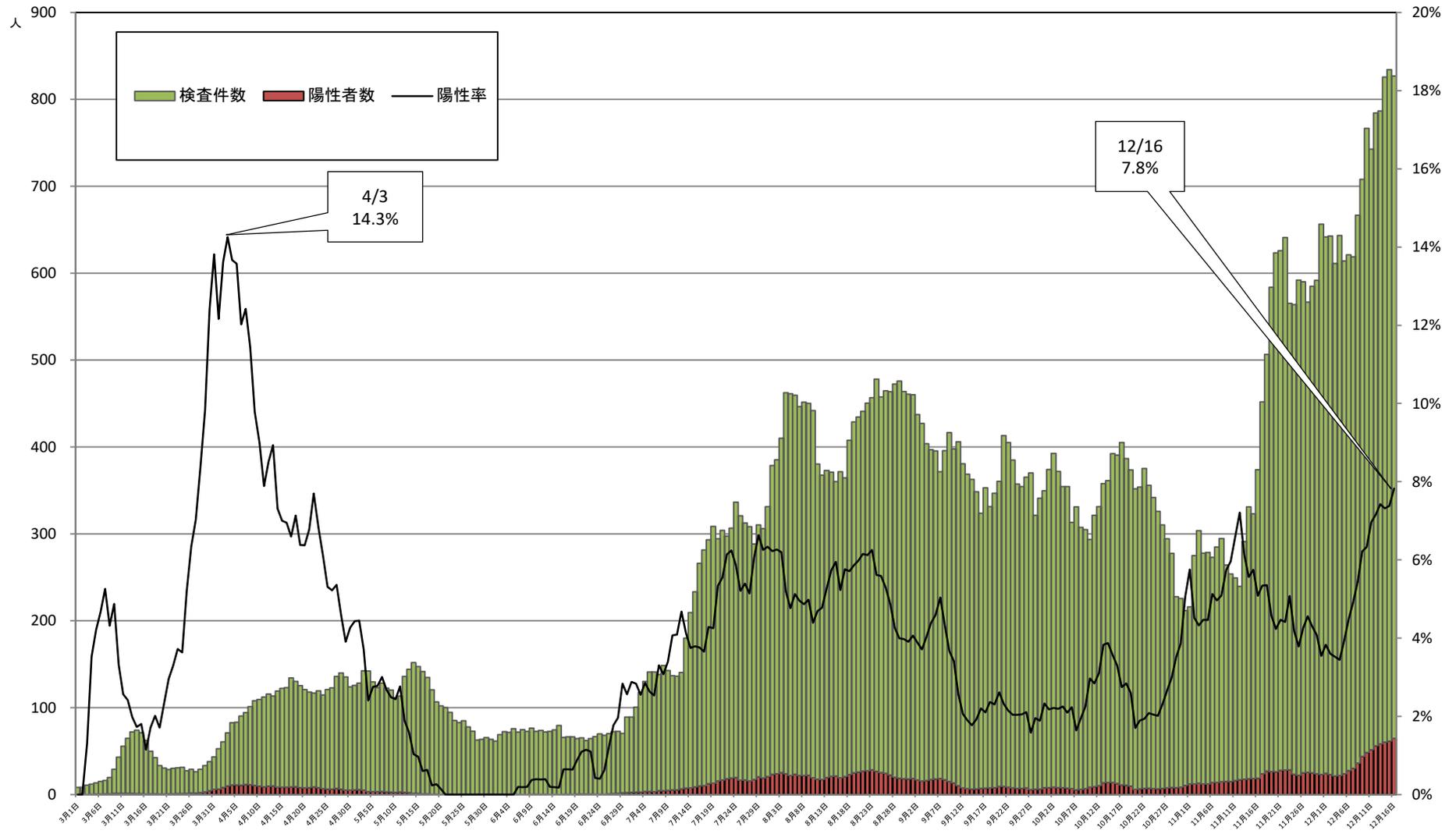
# 感染者の感染経路別割合(三期間(二週毎)別・感染経路不明除く)



# 感染経路不明者の状況



# PCR等検査数の推移(7日間移動平均)



# 集団感染の発生状況及びその対応

## 11月以降の集団感染の発生状況（～12月15日）

### < 11月 >

- ① 有料老人ホーム : 5人（施設職員3人、入居者2人）
- ② 医療機関 : 42人（病院職員6人、患者36人）
- ③ 保育所 : 5人（職員3人、園児2人）
- ④ 特別養護老人ホーム : 44人（施設職員13人、入居者31人）
- ⑤ 医療機関 : 14人（病院職員7人、患者7人）

### < 12月 >

- ① 飲食店での会食 : 9人（従業員2人、会食参加者7人）
- ② 大学寮 : 31人（学生29人、寮職員2名）
- ③ ホームパーティ : 13人（参加者13人）
- ④ 飲食店での会食 : 10人（従業員5人、会食参加者5名）

## 施設内感染専門サポートチームによる感染拡大防止指導

医療機関や社会福祉施設において、新型コロナウイルス感染症の集団発生が疑われたときに、施設が早期に適切な感染拡大防止策がとれるよう感染症専門医及び専門看護師により支援するもの（4月26日設置）

# 大阪府陽性患者の接触者の状況

(10月28日～12月15日、陽性患者数1,389人のうち、大阪府陽性患者の接触者数64人)

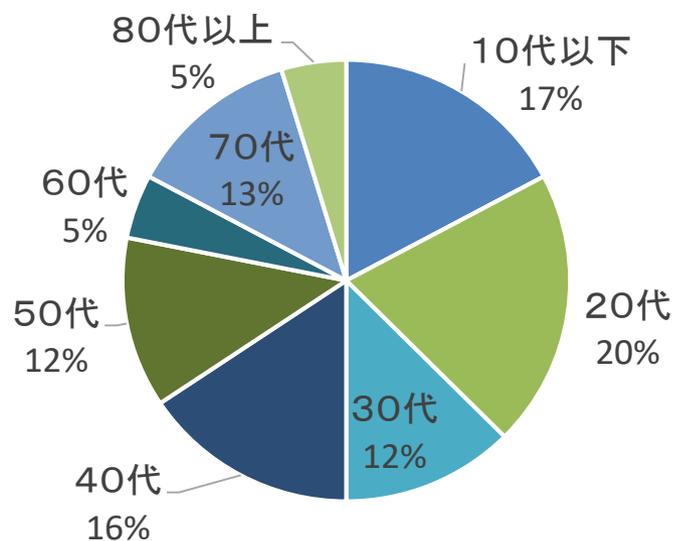
## 1 年代別 (N=64)

年代	人数	割合
10代以下	11	17%
20代	13	20%
30代	8	13%
40代	10	16%
50代	8	13%
60代	3	5%
70代	8	13%
80代以上	3	5%
合計	64	100%

## 2 感染経路別 (N=64)

感染の原因	件数	割合
職場	15	23%
会食	14	22%
同居・別居家族	18	28%
友人・知人	9	14%
学校	5	8%
バスツアー	2	3%
イベント	1	2%
合計	64	100%

## 3 年代別割合 (N=64)

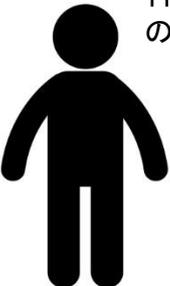


## 4 直近2週間ごとの比較

期間	人数
10/28～11/10	11人
11/11～11/24	22人
11/25～12/8	24人
12/9～12/15	7人

# 京都府内の会食等を起因とした感染の状況について

11月1日～12月12日  
の新規陽性者



1,162名

①感染経路判明：695名

②感染経路不明：467名

①のうち  
京都府内で  
会食・接待飲食により感染  
52名



①のうち  
友人・知人、職場から感染したもので  
京都府内での会食が原因と推定  
41名



②のうち、  
京都府内での会食が原因と推定  
93名



会食の場所は、95%が京都市内

186名

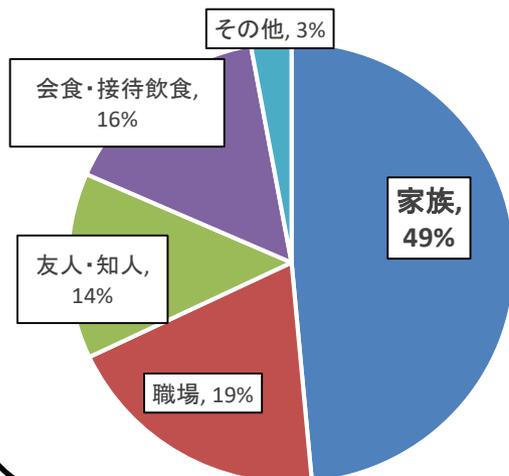
289名(25%)

二次感染  
103名



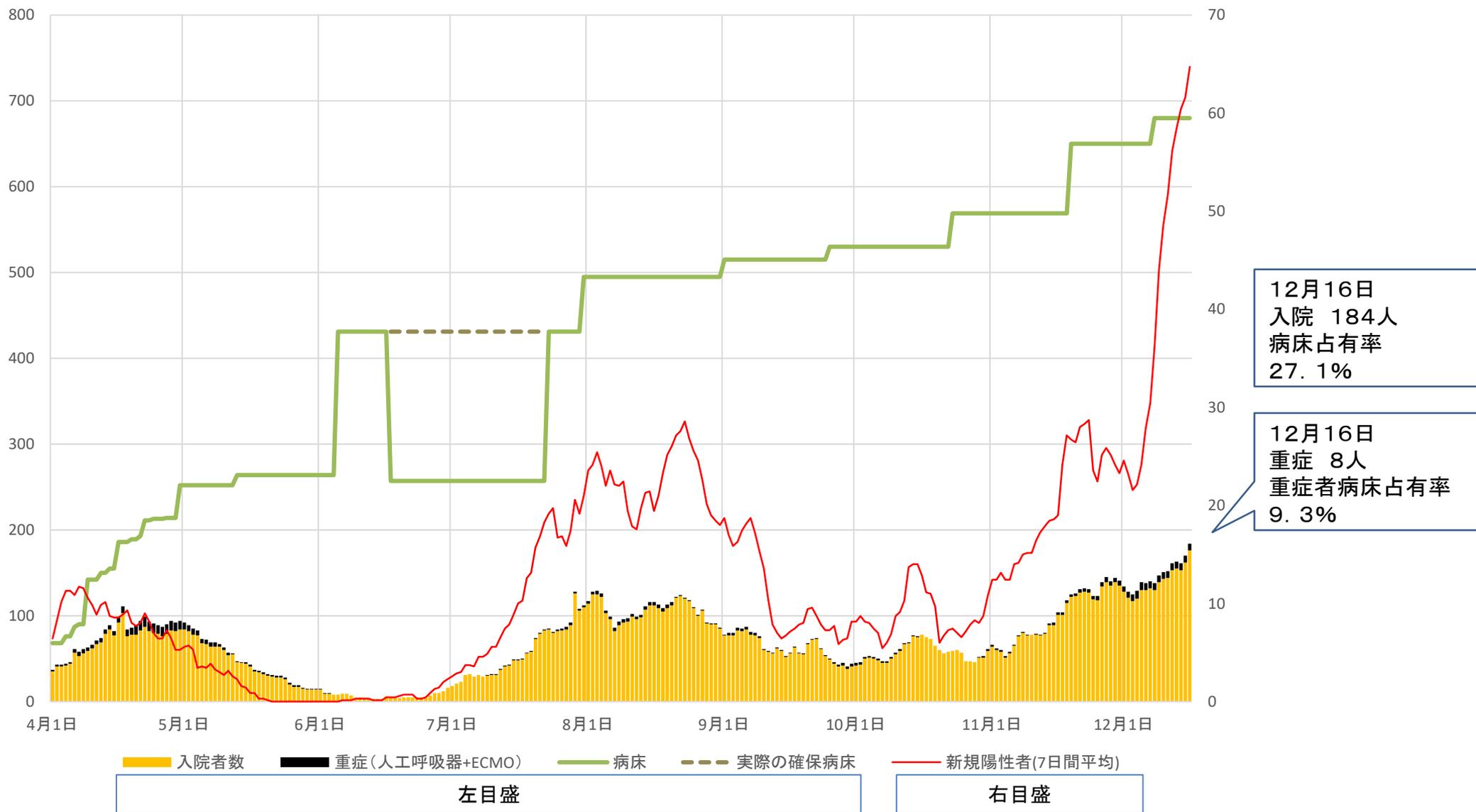
二次感染まで含めると  
同期間の陽性者の25%  
が会食を起因とした感染

二次感染の感染経路割合



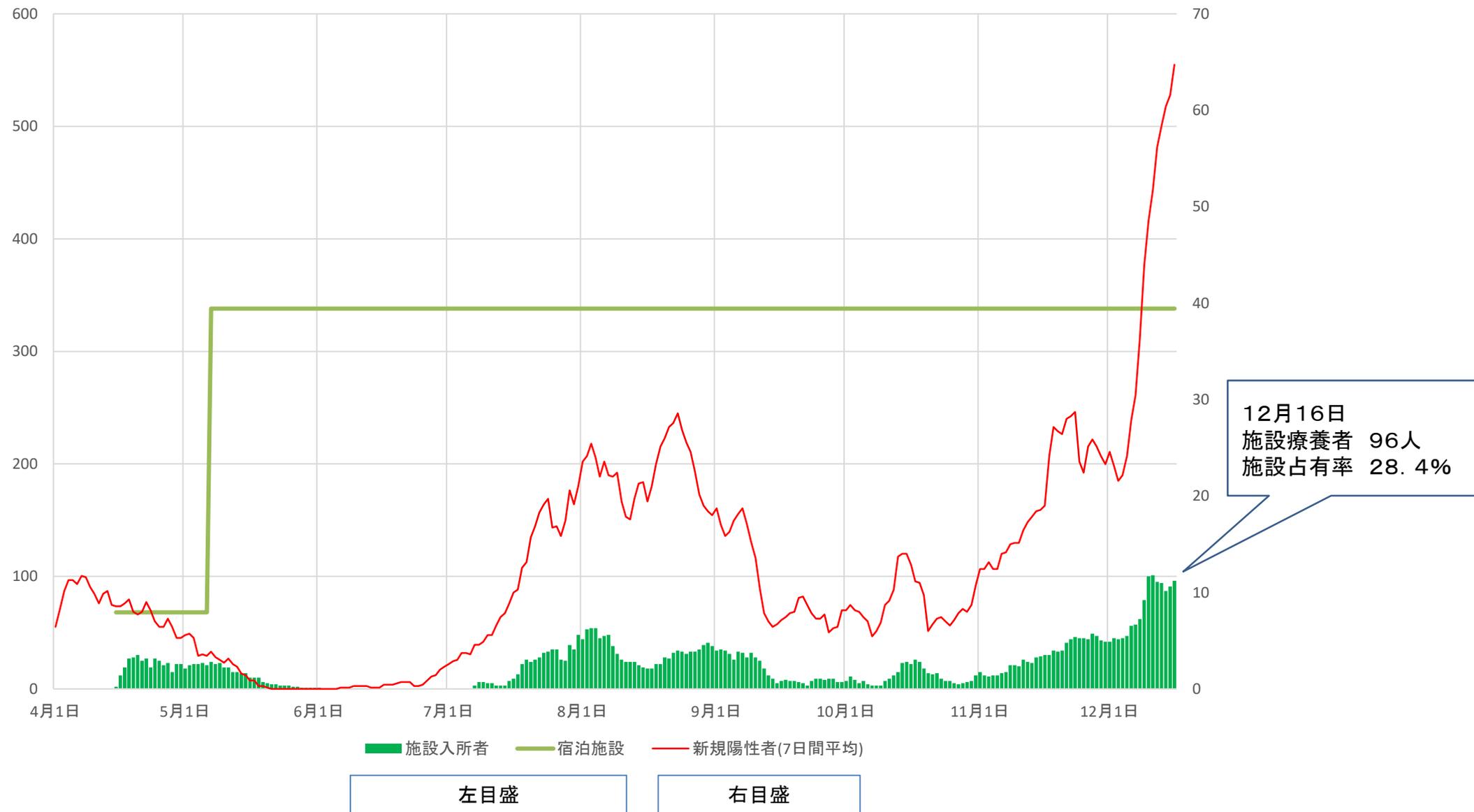
# 入院病床状況の推移

## 入院病床状況（重症者含む）



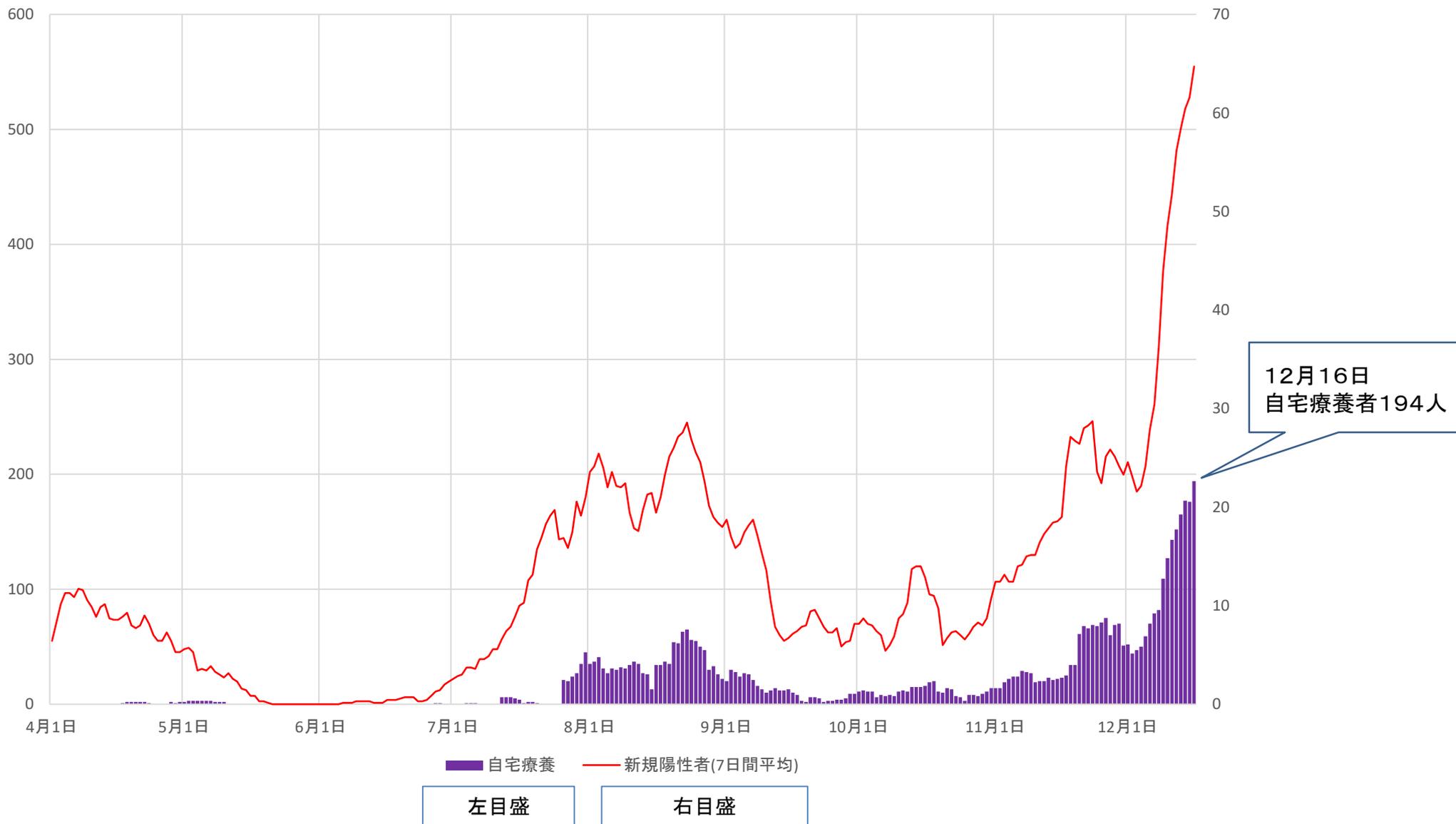
# 施設療養状況の推移

## 施設療養状況



# 自宅療養状況の推移

## 自宅療養状況



# 国分科会モニタリング指標の状況

	医療提供体制の負荷				②療養者数	③PCR陽性率	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合						④新規報告者数	⑤直近1週間と先週1週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床占有率 (最大確保ベース)	病床占有率 (現時点確保ベース)	重症者病床占有率 (最大確保ベース)	重症者病床占有率 (現時点確保ベース)					
ステージⅢ 指標 (ステージⅣ)	20% (50%)	25% (－)	20% (50%)	25% (－)	15 (25)	10% (同上)	15 (25)	直近1週間が先週1週間より多い	50% (同上)
京都府  12月16日	24.5% 184 ／750床	27.1% 184 ／680床	9.3% 8 ／86床	9.3% 8 ／86床	21.99	7.8%	17.54	直近1週間が先週1週間より多い	43.5%

※1 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「感染拡大のステージ移行を検知する6つの指標」: 内閣官房 2020年8月7日

※2 京都府では、人工呼吸器・ECMO装着者を重症者として集計。国基準では①ICU等で治療、②人工呼吸器・ECMO使用のいずれか該当者を重症とし、 22.1% となる。

飲食店に対する営業時間短縮の  
要請について(案)

12月17日

京都府

# 1 飲食店に対する営業時間短縮の要請

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ① 区域 京都市
- ② 期間 令和2年12月21日～令和3年1月11日
- ③ 実施内容

対象施設	要請内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接待を伴う飲食店（キャバレー、スナック等）</li> <li>・ 酒類を提供する飲食店等（バー、ナイトクラブ、カラオケ、居酒屋、ビアホール、レストラン等）</li> </ul>	午前5時～午後9時の間の営業を要請

# 2 時間短縮要請協力店舗への協力金の支給

店舗への支給額	1店舗あたり、時短要請に応じた1日あたり4万円 (定休日・年末年始の休みは除く)
条件	<p>下記全てを満たす店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記1の対象施設を営む中小企業・団体及び個人事業主</li> <li>② ガイドライン推進京都会議のステッカーを掲示していること又は業種別ガイドライン等を遵守していること</li> <li>③ 要請日以前から営業していること（営業時間が午後9時までの店舗は除く）</li> <li>④ 時短要請した全ての期間、営業時間短縮に協力していること</li> </ul>

# 年末年始を控えた今後の対応について(案)

12月17日

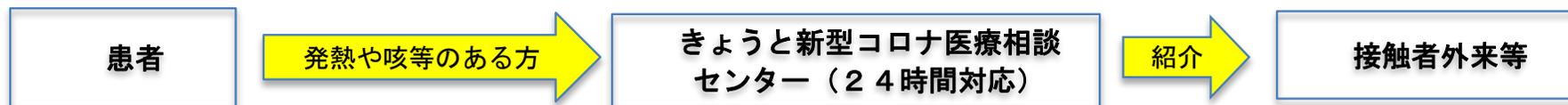
京都府

# 1 年末年始の医療検査・相談体制の確保(12月29日～1月4日)

年末年始も安心して過ごしていただけるよう医療検査・相談体制を確保

## ① 医療検査・相談体制

- 「きょうと新型コロナ医療相談センター」で相談を24時間受付(5→7回線に拡充)
- 発熱や咳等のある方は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」から、受診・検査可能な各地域の接触者外来等を紹介。通常の診療は各地域の休日急病診療所へ



## ② 感染者への対応

- 「入院医療コントロールセンター」で感染者の病態に応じた入院や宿泊療養先を調整

## ③ 入院・療養者のフォローアップ

- 「自宅療養者等フォローアップ情報センター」で入院・療養中の方の状態を把握し、病状の変化にも確実に対応

## 2 年末年始の感染防止対策の要請（～1月11日）

（特措法第24条第9項に基づく要請）

### 1 帰省は慎重に

- 発熱等の症状がある場合は、帰省を控えること
- 時期の分散や延期も含め慎重に検討すること
- 三密回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること
- 親族であっても大人数の会食を控えること
- 高齢者等への感染につながらないように注意すること

### 2 初詣は分散して

- 発熱等の症状がある場合は、参拝を控えること
- 混雑する時期を避ける工夫を行うこと
- 境内での三密や参拝後の混雑をできる限り避けること
- 長時間留まっての大声での会話や飲食を控えること
- 参拝先の情報に留意すること

### 3 飲食機会の感染を徹底して防ぐこと

- 京都市以外の飲食店において会食する場合も、午後9時までを目安とすること
- 同居家族・普段一緒にいる人以外との会食は控えること
- 4人以下（同居家族は除く）、2時間を目安とすること
- 発熱等の症状がある場合は、参加を控えること
- ガイドライン推進宣言事業所ステッカー掲示店舗の利用を徹底すること

### 4 大阪府などへの不要不急の外出は極力控えること

- 大阪府などへの不要不急の外出を極力控えること
- 府域内の往来についても、必要性を改めて検討して行動すること

### 5 職場内の感染を防ぐこと

- 従業員に年末年始の休暇の分散取得を奨励いただくこと
- テレワークや時差通勤を一層推進していただくこと
- 年末年始挨拶や新年の会合など慣例化している行事について、必要性を再検討いただくとともに、実施される場合は、感染防止対策を徹底すること

### 3 年末年始の相談体制の確保

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や雇用に不安をお持ちの方々に安心して年末年始を迎えていただけるよう相談体制を拡充するとともに、生活・雇用に関する貸付金・助成金の申請期間を延長する。

#### ① 年末年始の電話相談体制の拡充

- ・電話相談の実施（12月29日～1月3日）

受付時間：9時～22時

※電話とオンラインで生活・雇用・ひとり親家庭に関する相談に対応

※相談窓口の開設（12月21日～28日、1月4日～11日）

設置場所：京都府ひとり親家庭自立支援センター（京都テルサ内）

開設時間：9時～22時（土日も開設）

※生活不安の相談に対応するため心理面を支える専門カウンセラーを新たに配置

※雇用面の相談は、京都ジョブパーク、ハローワーク（京都ジョブパーク内）で対応（平日は9時～19時、土曜は9時～17時、日曜・祝日は除く。）

#### ② 貸付金・助成金の継続実施

- ・生活福祉資金の申請期間を延長（12月末→翌3月末）
- ・雇用調整助成金の申請期間を延長（12月末→翌2月末）